会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第２３２１号
令和６年２月１５日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）
（公印省略）

令和５年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度日本医師会から標記の件について通知がございました（令和６年２月13日付日医発第2011号（健Ⅱ））。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員等への周知方ご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会からの通知につきましては、日本医師会文書管理システム（https://www1.med.or.jp/japanese/joho/prefmed/）に掲載されておりますので、ご確認ください。

業務課　業務Ⅱ担当　亀井
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：kamei@office.saitama.med.or.jp

鴻巣八潮医師会 収受 6.2.15 第1186号

日医発第2011号(健Ⅱ)
令和６年２月１３日

都道府県医師会長　殿

日本医師会会長
松　本　吉　郎
（公印省略）

令和５年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）におきましては、３月を自殺対策強化月間と位置づけ、国及び地方公共団体は自殺対策を集中的に展開するものと規定されているところです。

また、自殺総合対策大綱（令和４年10月14日閣議決定）では、同月間において、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、支援策を重点的に実施することと定められております。

これらの趣旨、また特に例年３月は各月の中で最も自殺者数が多い傾向にあることを踏まえ、今般、厚生労働省大臣官房参事官より本会に対して、同月間への協賛及び啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管内郡市区医師会等への同月間の周知等協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、「厚生労働省令和５年度『自殺対策強化月間』ポスター」（別添見本）につきましては、日本医師会雑誌（令和６年３月号）に同封し、会員へ配布いたしますことを申し添えます。

参自発1218第4号
令和5年12月18日

公益社団法人日本医師会会長　様

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和5年度「自殺対策強化月間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、3月の1ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第4項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年3月は各月の中でも最も自殺者が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間において集中的な啓発活動を推進しています。

ついては、貴団体におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺対策強化月間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1　広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、1月下旬を目途にお送りする予定ですが、3月の自殺リスクの高まり

に対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（２月中）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願いいたします。

あわせて、自殺対策強化月間に関する広報動画も作成しますので、ＳＮＳ等での情報発信や貴会員等への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※３月は特に 40 代、50 代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。

2　自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴団体が令和５年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により１月 31 日（水）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

（１）自殺対策強化月間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。なお、通年で実施されている取組については登録不要です。

（２）複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名　自殺対策強化月間における全国一斉相談会

概　要　各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

（実施箇所：全国 47 箇所の地方■■局）

（参考）令和５年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r5_jisatsuyoboushukan.html

【本件連絡先】
東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎第５号館
厚生労働省　社会・援護局　総務課自殺対策推進室
電　　話：03-5253-1111（内線 2837）
担当者：宮本、椎野、若松、井上
E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

相談してみた。
少しほっとした。

人に話すことで、心が軽くなるかもしれません。
匿名でも大丈夫です。
電話でも、ＳＮＳでも相談できます。



相談窓口はこちら
電話やSNSで相談ができます。

まもろうよこころ　検索

いのち支える
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
日本医師会 Japan Medical Association

3月は自殺対策強化月間です。